# 鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務仕様書

## 1. 業務名

鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務(以下「本業務」という。)

### 2. 業務の目的

国は、2020年10月に「カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には新たに「温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で46%削減」、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の目標を掲げている。

本町では、将来にわたって地域住民が豊かな自然のなかで生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことが出来る環境を次世代に引き継ぐため、2021年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、本町においても国が掲げる「温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で46%削減」、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現を目指すこととしている。

そのため、本事業では、温室効果ガス排出量の推計としてエネルギー起源CO<sub>2</sub>を対象に排出量とエネルギー消費量の調査、分析を通して、脱炭素化シナリオ、地域の将来ビジョン、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。) 導入目標などを検討・策定するものとする。

## 3. 業務の基本方針

本事業は、「令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業(第1号の1)(以下「環境省補助金」という。)を活用の上、実施するものであり、本業務を受託した者(以下「受託者」という。)は事業の実施にあたり、本業務を委託する町と協議し、同補助事業交付規程及び関連事項について十分把握、整合の上、実施するものとする。

### 4. 業務の実施

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたって、町の方針や意向を十分に理解して、業務を 履行すること。また、町と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等につい て打ち合わせを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底する こと。
- (3) 受託者は、契約後、速やかに業務計画書、業務実施体制を提出すること。
- (4) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。ただし本町が所有し業務に利用できる資料は貸与可能とする。受託者は資料を借用した場合は、業務 完了時までに返却すること。
- (5) 本業務は、環境省補助金を活用の上、実施するものであるため、受託者は同補助事業に関連する事項について、善意をもって協力すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合、速やかに町と協議を行うこと。
- (7) 本業務は、町の地方公共団体実行計画(区域施策編)に反映させるため、同計画の 策定手法、方針等に留意し、実施すること。
- (8) 本業務の受託者は、町が別に実施する再エネ関連業務と密に連携すること。なお、本業務と再エネ関連業務の分析内容等をきめ細やかに調整し、本業務の内容に反映すること。

# 5. 業務内容

- (1) 基礎情報の収集及び現状分析
  - ①国、県等の関連施策の整理

2050年脱炭素社会に向けた国や県の関連計画、資料、マニュアルなどを整理し、本事業で作成する脱炭素シナリオや再エネ導入目標との整合がとれるようにすること。

②町の地域特性・課題の分析

町の各種の上位・関連計画や取組の背景を整理し、地域特性として自然的条件、経済的条件、社会的条件の情報収集、現状の整理・課題等について分析を行うこと。

- ③町のエネルギー消費量とCO<sub>2</sub>排出量、吸収量の現状把握 町のCO<sub>2</sub>排出量とエネルギー種類別消費量の関連付けと推移状況、吸収量を整理すること
- ④再エネ導入実績及び導入可能性の整理

本町における再エネ導入実績を整理する。また、本町の特性を考慮し、再エネの技術動向や環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)等を用いて、再エネ導入可能性を分析すること。

- (2) CO2排出量の現況推計及び将来推計
  - (1)で分析整理した内容から、区域内のCO₂排出量(部門別)並びに吸収量及びエネルギー消費量並びに削減量を推計し、現状趨勢(BAU)パターン及び削減対策パターンにおける将来推計を行う。将来推計においては、中間地点として2030年と長期目標として2050年を設定し、部門ごとの推計、対策効果の組み込みを行うなど、説得力のある推計となるよう工夫すること。また、考えられる複数のパターンを想定すること。

推計に当たっては、環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」で示されている考え方に拠ること。また、各部門の推計方法はわかりやすく整理し、参考資料として取りまとめること。

- (3) 将来ビジョン及び脱炭素シナリオの作成
  - (1)、(2)を踏まえ、脱炭素社会を実現した姿を具体化した地域の将来ビジョン及び脱炭素シナリオを作成すること。また、将来ビジョンは地域住民や事業者にとってわかりやすく整理されたものとすること。
- (4) 再エネ導入目標の作成

本町の再エネ導入可能性等や将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標を再エネ種別に設定すること。

(5) 政策方針及び指標の検討並びに重要施策構想作成

脱炭素シナリオや将来ビジョンを具現化するとともに、再エネ導入目標を達成するための政策方針や具体的かつ効果的な施策や戦略の遂行状況のフォローアップのための目標、指標を提案すること。

- (6) 関係者との合意形成協議会実施
  - ①協議会(3回程度開催予定)の運営支援
  - ②協議会への出席
  - ③協議会で必要となる関連資料作成と協議会への提出等の実施
- (7) 打ち合わせ及び協議

本業務の遂行に当たっては、本町の関係職員と十分な協議のもと進めていくものとすること。

# 6. 履行期間

本業務契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで

### 7. 成果品

- (1) 報告書 紙媒体 正副各1部
- (2) 報告書及び根拠資料等 電子媒体 CD-R 又は DVD-R 1式
- (3) その他、環境省補助金の完了実績報告に関し必要な事項に関するもの

# 8. その他

- (1) 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、町の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を実施するにあたり、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町及び受託者とで協議の上、業務を実施するものとする。
- (4) 本事業は、環境省補助金を活用の上、実施するため、交付申請内容などを考慮し、 協議により必要な範囲において本計画の仕様に反映することができるものとする。
- (5) 受託者は環境省補助金の完了実績報告に必要な事項に対応すること。また、業務 に係る書類は事業終了後、5年間保存し、会計検査院の監査対象となった場合は、 協力すること。
- (6) 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失を生じないこと。
- (7) 成果品が他社の所有権や著作権を犯す可能性がある場合は、受託者が解決すること。なお、成果品に関する一切の著作権は、町に帰属するものとする。

## 9. 連絡先

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

鞍手町 農政環境課 生活環境係

TEL 0949 - 42 - 2111 (内線351, 354)

FAX 0949 - 42 - 5693

E-mail nousei@town.kurate.lg.jp